

東田・未来都市プロジェクト ～The Higashida Future City Project～

事業募集要項

1 プロジェクトの目的

本プロジェクトは、東田地区及びその周辺地域において、産学官民が連携し、多様な先端的サービス・技術等の実証・実装等を推進し、2030年頃の未来社会の先行実現に寄与することを目的とする。

2 プロジェクト実施区域

八幡東区東田地区及びその周辺地域

3 募集内容

(1) 募集対象

応募者は、以下の分野から、一つ以上の先端的なサービス・技術等の導入により、本プロジェクトの目的に資する実証・実装事業（以下、「事業」という。）及び規制改革事項（任意）を提案すること。

なお、本市のスーパーシティ構想のプロジェクトについては、本プロジェクトの対象とする。

〈分野〉 移動・交通、物流、観光・商業、社会福祉、ヘルスケア、
環境・エネルギー、防犯、防災、その他

(2) 応募資格

応募者は、以下の要件を満たすものとする。

ア 個人を除く企業・研究機関・団体等（以下、「事業者」という。）

イ 本プロジェクトに応募した事業を、東田地区及びその周辺地域で主体的に実証・実装する意向がある事業者

4 応募内容の審査

提案された事業について、応募のあったものから随時、本プロジェクトを推進する東田・未来都市プロジェクト推進コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が以下の項目の書面審査を行う。なお、コンソーシアムは審査の課程において、必要に応じてヒアリングを行う。

ア 独自性・先進性

イ 実証・実装の具体性

ウ 地域経済活性化への貢献度

エ 地域課題解決への貢献度

オ 脱炭素社会への貢献度

5 審査結果の通知・公表

審査において採用された事業及び事業実施者名は、当該事業者電子メールで通知するとともに、本市ホームページで公表する。

なお、審査結果について、応募者からの質問・異議は一切受け付けない。

6 応募方法

本市ホームページ内の専用フォームより、必要事項を入力し応募すること。

7 欠格条項

応募者が以下の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 本募集要項に定める事項を遵守しなかった場合。

イ 役員等（法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

キ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

8 支援内容

コンソーシアムは、採用された事業に対し、以下の支援を行う。

ア 事業実施に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む）

イ 関係機関との調整、関係機関への情報提供

ウ 事業実施フィールドに関する施設等所有者との調整

エ 事業実施に係る地域への周知等

オ 事業実施に係る資金獲得に関する支援

カ 国家戦略特区制度を活用した国への規制改革提案

キ 事業者間の連携・共同に関する支援

ク 事業推進のための広報に関する支援

ケ その他、事業実施に必要な支援

9 実証実験候補地

八幡東区東田地区及びその周辺に位置する施設等
(市所有施設、イオンモール八幡東、THE OUTLETS KITAKYUSHU、枝光本町商店街、
八幡中央区商店街等)

〈留意事項〉

- ・本プロジェクトへの参加は無料とする。
- ・本プロジェクトへの応募、事業実施に係る費用及びその他一切の費用は、全て事業実施者の負担とする。
- ・不測の事態等により選定された事業が実施できない場合も、コンソーシアムによる補償等を行わない。